

1 2 月 9 日 (第 2 日)

12月9日(木) 第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜先秀二	2番	上松英邦
3番	吉野伸康	4番	山本秀男
5番	大石秀昭	6番	片平司
7番	沖元大洋	8番	野崎剛睦
9番	胡子雅信	10番	林久光
11番	住岡淳一	12番	山根啓志
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	山木信勝
17番	扇谷照義	18番	沖也寸志
19番	新家勇二	20番	上田正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
市民生活部長	川寄 純司	福祉保健部長	徳永 信幸
産業部長	瀬戸本三郎	土木建築部長	幸野 潔
会計管理者	川尻 博文	教育次長	重川 忠道
消防長	岡野 数正	企業局長	今宮 正志
総務課長	浜村 晴司	財政課長	久保 和秀
企画振興課長	有馬 博之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖

議事日程

日程第1	議案第89号	江田島市環境審議会設置条例案について
日程第2	議案第90号	江田島市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する 条例案について
日程第3	議案第91号	江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について

- 日程第4 議案第92号 広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託の変更に関する協議について
- 日程第5 議案第93号 広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第6 議案第94号 平成22年度江田島市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第95号 平成22年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第96号 平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第97号 平成22年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第98号 平成22年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成22年第7回江田島市議会定例会2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第89号

○議長（上田 正君） 日程第1、議案第89号「江田島市環境審議会設置条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） おはようございます。

今朝、ここへ来るのに車の中から外を見ましたら、広島県の北の方は、山に雪が積もつとるようで、昨日の夕方ごろから急に寒くなりましたが、これから年末かけて大変忙しくなりますので、皆さまの健康に留意されて、お過ごしいただきたいように思います。

それでは早速ですが、ただいま上程されました議案第89号「江田島市環境審議会設置条例案について」でございます。

環境基本法第44条の規定に基づき、本市における環境保全に関して、基本的事項を調査審議をするため、市に環境審議会を設置する条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは、議案第89号、江田島市環境審議会設置条例案について朗読をもって説明をいたします。

18ページをお開きください。

江田島市環境審議会設置条例

（設置）第1条 環境基本法第44条の規定に基づき、江田島市環境審議会を設置する。

（所掌事務）第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

第1号 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

第2号 環境の保全に係る基本的事項に関すること。

第3号 その他環境の保全に関して、市長が必要と認めること。

(組織) 第3条 審議会は委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

第1号 関係機関及び団体の代表者又は役職員

第2号 学識経験者

第3号 その他市長が適当と認める者

(委員の任期) 第4条 委員の任期は2年とする。

ただし、委員かけた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2項 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長) 第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

第2項 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

第3項 副会長が会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集) 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

第2項 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議) 第7条 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

第2項 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第3項 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償) 第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、「江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」による。

(庶務) 第9条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(上田 正君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番(片平 司君) 環境基本法は、平成5年にできとるわけですよ。これちょっと読んでみると、目的のところに、「環境の保全について基本理念を定め、国・地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基

本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進をし、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することである」と目的がでております。

地方公共団体の責務というんですが、これが第7条にあるんですが、地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっております。

第7節のところにですね、地方公共団体の施策いうんで、第36条 地方公共団体は、第5節で定める国の施策に準じた施策及びその他その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

この場合において、都道府県は、主として広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとなっております。

すでに、平成5年ですから17年ほど前に出来ているわけなんですけど、その当時は、まだ江田島市はできてなかったんで、その当時のことは聞きませんが、既に、合併しても6年、この間、多分、審議条例をつくと審議委員会を設置するということは今になって、今何もやってきてなかったんだと思うんですが、今まで何もせんかったということはどういうことなんですか、ちょっと教えてください。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） いまの片平議員さん申されたとおり環境基本法ができて、随分時間たつとるわけなんですけど、これまではですね、どういうんですかね、許認可事務というんですか、今の環境に関する許認可事務が、県の方に、あったこともありまして、それと先ほど、合併のこともあったりしましてですね、それともう一つは、県がそういう条例を設けているということで、それぞれの市町の方がですね、まだそこまで、任意でつくれるものですから、必要に迫られてなかったということもあります。

このたび、こういう条例をあげましたのは、江田島市の総合計画もできましたし、それに基づく事業を推進していく上でですね、環境の面につきましても、それから、県の方からの移譲事務で、いろいろ許認可のこともおりてきておりますので、いろいろ難しい問題も出てきて、そこらを審議してもらわにゃいけないかということで、このたびになっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 大体、国や県がつくったら、すぐにやらんにゃ、いつもやるんですよ、あんたらはすぐ、準則に基づいて。これに関しては非常に遅い。

それから、京都議定書というのが何年に出来たかしつとるよね。

これは出来ても十何年もなるのに、それについてもやってない、それ全部関連してるんじゃないかと思うんですね、この前の、COP16が今、メキシコの何とかという都市でやっておりますよね。COP10がこの前名古屋で、ありましたけどね。

そういう全部関連しとると思うんじゃないけど、地方自治体は、この目的にもあるよう

に、責務を有すると書いておる。地方公共団体の責務というところでね、責務と書いてあるわりには責務を負うてないんじゃない、どう考えてもね。

それは、今までのことをとやかく言ってもしょうがないんじゃないけど、この審議委員会をつくって、今後どういうふうな活動しようと思っとるんかですね、具体的にちょっと答えてください。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） はい、これはですね、国の施策とか、県の条例等に基づいて、うちの方も、それに基づいた基本的な事項を定めて、その計画に基づいて、事業を進めていくということでございます。

これから基本条例、市ですね基本条例、それから、基本計画いうものをつくってまいりますので、そのときには、また議員さんの方にはお示しいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） どっちにしてもね、遅きに失しとるんですよ今。

既に、環境問題はね、非常に今大きな世界的な問題になっとるわけですから、今江田島市としてはね、太陽光発電に何ぼか補助を出すとかじゃねえ、ごみの焼却に何ぼか補助を出すとかいうふうな、ちまちまちまやっとなるけどねえ、基本的な総合的なことを考えていてもらいたいんです。今後は。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 重複するところがあるかとは思いますが、これからやられるということで、今年度、審議会を計画しておるのかどうかということと、それから、組織の中で、委員を、関係機関及び団体の代表者、役職員、学識経験者、この学識経験者というのを具体的にお願ひしたいと思います。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） まず、審議会ですよ。

一応、このたび条例あげまして、今年度中にですね、立ち上げたいと思います。

それで、3月には、基本条例案を上程させていただきたいので、その件についても、ご意見をいただこうと思っております。

それから、委員さんの構成の中で、学識経験者いうところなんですけど、環境問題についてですね、詳しい大学の先生ということで、広島県の方に紹介していただきました先生を一応考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 今年度中にやられると、そうすると、地方自治法で第222条によれば、予算を伴う条例・規則等についての制限ということで、今回、補正で出されてないんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） はい、その件につきましては、大変勇み足になると思うんですけど、当初予算のところでは審議会委員のですね、報酬をですね、今言われる法にちょっと背くことにはなるんですけど、当初予算の方で計上している状況でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） いまの予算については分かりましたが、今後よう気をつけてお願いしたいというふうに思います。

それと審議会の委員ですが、この審議会、委員会等同じようなメンバーになるもので、ここらあたりを、これから市長の方が認定されるんでしょうが、考慮していただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 質問2点ほどですけども、今こちらこれから設置条例、これから、今これ議案出されておりますが、この環境基本計画、こちらのものは、いつまでに策定するのかという点と、あとはその今、江田島市のホームページで環境関係の意見募集されていると思うんですが、これはこの基本計画に絡む意見募集かどうか、この点教えてください。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 環境基本計画につきましては、一応23年度中に策定するつもりでございます。

それで、24年から33年までの10年計画ということに一応考えております。

それから、アンケート調査につきましても、この環境基本計画の中にですね、市民の意見も反映していきたいということで、現在、アンケート調査も実施しておりますので、ホームページの方に掲げている分につきましても、参考とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） それでは、来年度基本計画を策定するという事でわかりました。

今、そのアンケートであるとかそのホームページで意見募集しておりますが、今実際に、その応募されている数がありましたら、もしなければ、市の広報等で皆さんに周知徹底していただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） アンケート調査につきましては、中間的なものをですね、いただいとるんですけど、まだ、全部が学校等回収されていない部分もありましたので、またその辺のところは、機会がありましたら、発表いうんですか、さしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。



○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号「江田島市環境審議会設置条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第90号

○議長（上田 正君） 日程第2、議案第90号「江田島市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第90号「江田島市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

第1次江田島市行財政改革実施計画において策定された「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく、使用料減免基準の見直しの実施に伴いまして、関係する現行17条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案書20ページ、議案第90号、江田島市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について。初めに、主な改正内容を説明させていただきます。その後、議案の説明をさせていただきます。

議案書36ページの参考資料をごらんください。

公共施設使用料改定に伴う条例改正案についての参考資料です。

まず、1、今回の使用料改定の基本方針ですが、今回の改正は、11月18日開催の議会全員協議会で御説明いたしましたとおり、第1次江田島市行財政改革実施計画に

において策定されました「使用料・手数料見直しの基本方針」に基づく、使用料を減免基準の見直しの実施に伴う使用料負担の軽減を図るため、合併時に調整いたしました使用料標準単価を引き下げ、次の四つの基本方針により、公共施設使用料を改定するものがございます。

まず、一つとしまして、屋内施設は、床面積単価が最も低い屋内運動場を基準とし、使用料標準単価を引き下げるものです。

2番目が、概ね400平方メートル以上の集会室の標準単価を2分の1に設定し、改定案を策定する。

3点目が、屋内運動場との整合を図るため、400平方メートル以上の集会室に照明使用料、時間300円を設定する。

4点目としまして、居室を仕切りにより分割できるものは、分割使用料を設定する。

屋外施設は、敷地単価が最も低い総合運動公園を基準といたしまして、敷地面積により改定案を策定するものです。

表のとおり、屋内施設につきましての改正表のものなのですが、右端の表の合併調整額、これが合併時に調整いたしました、平米当たりのそれぞれの基準を設けておりましたが、これを真ん中の方の改定額、こちらの方に引き下げるものがございます。ほぼ半減から3分の1ぐらいの引き下げになっております。それぞれの平米数によりまして。

次に、2 条例改正についてですが、使用料標準単価改定により、使用料改正を実施する条例は以下に示しております17議案で、今回は、単価改定による使用料改定とし、全体調整を図るための最低限のもののみとしております。

それでは、議案書の21ページにお戻りください。

第1条として、江田島市公民館設置及び管理条例の一部を、別表のように改正するもので、以降、33ページの第17条、江田島市立公園設置及び管理条例の一部改正までの17条例について、先ほど、御説明申し上げました基準に基づきまして、使用料引き下げの関係条文の改正をいたしております。

37ページから55ページまで、それぞれの改正条例案の新旧対照表をお示ししております。

35ページをお願いいたします。

附則といたしまして、17条例とも、この条例は、23年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 9月議会で一般質問したんですが、この件に関しては。半年値上げを延ばす間に、個別に詰めていきたいという答弁をされたですね、たしか副市長じゃったと思うんですが、具体的にどういうふうに詰めたか答弁してください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 9月以降ですね、議会の方におはかりして、一度、新年度まで延ばすという意向ですね、関係団体の方に、また再度徴集、意見等を徴集させていただきました。議員さんの方にも、一応いろいろ市民の方からいろいろお話が入っているということもあるかと思ひまして、議員さんの皆さんにも、一応話をお伺いさしていただきまして、その意見をもとにですね、この行革のワーキンググループがあるんですが、それぞれの使用料の関係のする部署の担当者が構成したるワーキンググループがあるんですが、ワーキンググループの中で、再度検討さしていただきました。

一応こういった今回の基本的な方針を出しまして、今回、条例の方を条例改正案を出させていただいたという経緯がございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） ということは、了解を得たということじゃねえ。

これはちょっと去年の11月の全員協議会じゃなかったかと思うんですが、あなたのところの行革担当なのか、合理化担当というんか、説明ありましたよね、この引き上げの件で。そのときに、こういう団体こういう団体は無料ですよと、いうふうなものもあったと思うんですが、確認のためにね、再度ちょっと教えてもらいたいんですけど。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 減免基準のですね、全額免除、半額免除、全部徴収、そういう部分は、当初見直した時点の部分で、それをずっと基本に、今回の改正の見直しについてもやらせていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） ということはね、この条例集に、おのおの市長がOKを出せば免除しますよというのがあるんですよ。その市長が、OKを出すという範囲がね、これじゃわからんんじゃないけど、それはあなたらの頭の中にあるんじゃないだろうけどね。その範囲というのは、ここでいうてもろうてもええんじゃないけど、市民の皆さんに知らさにかいけん、知らん訳じゃけえ、この条例なんていうのを知らんわけじゃけえ皆、そういうふうな、今回はこの改正案が通ればね、当然、周知徹底はすると思うんじゃないが、どういうふうな具体的な周知をするか、わしこれ3回目なんよ、聞かれんのんよ次を。ほいで、その私の要望では、いつも広報で知らせますゆうてゆうんじゃないけどね、これ広報でなかなか知らせてない、どうしてかゆうたら書くところが少ないから書けんのじゃとかいうわけよ。例えば1枚のペーパーで、一緒に広報で配るときにするとかいうて知さにかいね、広報じゃみんのん、書ける量が決まるとるけんね。そういうような方法で知らしてもらいたい。この減免、免除、市長が認めたいという分の、OKを出す分、こうなりますよと、こうような詳しく書いたのを出してもらいたいんじゃないけどね、それはできるよね。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今、議員さんの御要望には、極力そえるように、広報等を活用しまして、ホームページでございまして、そういった部分で、広く市民の方に、広報できるような形で考えさせてもらいますので、以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今、片平議員が、もう質問が3回でないということで、私も補足的な質問というか、提案ということなんですけども、今まず確かにそうなんです、例えば今の減免基準というのが、条例の部分で見える部分と、ただ、具体的に市民の方々がどういうときというふうなですね、問い合わせというのは、関係部署にお問い合わせもあるでしょうし、私どもにも問い合わせあります。そういう意味では、具体的にですね、こういった場合に、例えばどこどこがこういうイベントがあります。こういう方々が参加者です。こういうことがあります。こういった時には、こういった減免ができますよとかですね。例えば市長の判断ということでも、具体的な、こういう場合は、こうですよとですね、事例をですね、作成して、これホームページであれば、より広報よりか具体的に書けるスペースがあると思いますんで、先ほど、片平議員がおっしゃったその1枚ものチラシ、それでもいいと思うんですよ。これ、かなりその市民の方々がよく関心がある、どういうんですかね、今回の改定になると思いますんで、本当に広報のちょっとした、どういうんですかね、1段のちょっとした記事じゃなくて、やはりそのチラシ程度ですね、物で書いていただければと思います。これは要望です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第90号「江田島市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第91号

○議長（上田 正君） 日程第3、議案第91号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第91号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布及び個室型店舗における利用客の安全対策のため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） それでは、議案第91号、江田島市火災予防条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

57ページから58ページに改正条文を、そして59ページから60ページに新旧対照表を、続いて、61ページから63ページに参考資料として、条文改正の内容等を添付しております。

本日は、参考資料で説明をさせていただきます。

61ページをお開きください。

まず、改正内容（1）ですが、火災予防条例第8条の3の関係です。

固体酸化物型燃料電池による発電設備の規制の改正につきましては、火を使用する燃料電池発電設備のうち、これまで固体高分子型、リン酸型、熔融炭酸塩型の3種類のみが規制対象とされておりましたが、近年、固体酸化物型が実用化され、商品化について進捗が図られたため、新たに規制対象とされたものです。

次に、（2）ですが、火災予防条例第30条の5の関係です。

引用する条項の変更の改正につきましては、総務省令の一部改正により、項ズレが生じたため、引用する条項の改正を行うものでございます。

次に、（3）ですが、改正後の火災予防条例第30条の5第6号関係です。

住宅用火災警報器の設置の免除の改正につきましては、住宅用防災機器を設置しないことができる場合の条項が追加となったものでございます。

次に、（4）ですが、改正後の火災予防条例第49条の3の関係です。

個室型店舗における避難通路を確保するための措置の改正ですが、平成20年10月、大阪市で発生した重大火災を受けて、総務省消防庁により、個室型店舗において避難通路を確保するための措置（外開き戸の自動閉鎖措置）つきのものでございますが、等の対応方針が示されたことを踏まえ、規定を追加するものでございます。

なお、説明いたしました内容については、62ページから63ページの図面等を参照していただきますようお願いをいたします。

そして、58ページに戻っていただきまして、附則としまして、施行期日、第1条この条例は公布の日から施行するものです。

次に、燃料電池発電設備に関する経過措置です。

これは、第2条 この条例の施行の際、現に設置され、または設置工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物燃料電池による発電設備に限る）のうち、改正後の江田島市火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、適用しないという

ものでございます。

続いて、個室型店舗に関する経過措置です。

第3条 この条例施行の際、現に存する個室型店舗または現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様がえの工事中の個室型店舗のうち、改正後の江田島市火災予防条例第49条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む）に設ける避難通路に面する戸の基準については、当該規定は、平成23年11月30日までの間は、適用しないものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 1点質問というか、今こちらの条例改正案の中に個室型店舗の関係のものがございました。

これは、一応経過措置ということもあるんですが、江田島消防長としまして、やはり見回り点検というのを、巡回というか、ということを計画されていると思うんですけども、これはどのタイミングでされる予定でございましょうか。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） 個室型店舗というのが、この管内に1カ所ございます。

これはカラオケ店が対象になっておりますけれども、これは毎年定期的にですね、県土木、いわゆる県の事務所の方と合同で査察というのを行っております。

今回も、この条例改正ができましたときにも、実際に、立入検査を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第92号

○議長（上田 正君） 日程第4、議案第92号「広島県と江田島との間における港湾管理事務の事務委託の変更に関する協議について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第92号「広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託の変更に関する協議について」でございます。

平成23年4月から、権限移譲により、大柿港が本市に移管されることに伴い、広島県と本市との間における港湾管理事務の事務委託の変更に関して、県と協議を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項において、準用する同法第252条の2第3項本文の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第92号の説明をいたします。

このたびの県との協議は、江田島市が大柿港の管理者となることについて、6月定例議会で議決いただき、来年4月の移管に向けて進めている手続の一つです。

これまで、大柿港を含め県管理港湾の港湾管理事務については、県と江田島市の間で事務委託の規約の協議を行った上で、江田島市が県の事務を受託し処理してまいりました。

来年4月以降については、大柿港を市の管理港湾とすることから、規約の一部を変更する必要が生じ、変更協議に向けて、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次ページ65ページに規約の変更案、66ページに規約の新旧対照案を添付しております。

66ページで説明いたします。

新旧対照表で右側が現行で左側が改正案でございます。

第1条で、別表に掲げる港湾施設に係る事務について、委託することとしておりまして、別表に掲げている対象港湾の中から大柿港を削除します。

1ページ戻っていただきまして65ページをごらんください。

附則としまして、この規約は、平成23年4月1日から施行する。

それと、参考資料としまして、67ページに議会の議決を求める根拠であります、地方自治法の条項を添付しておりますので、ご参考ください。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 権限移譲によりまして、大柿港、今度は江田島市が管理するということでありますが、そうしますと、これからの災害とかおきまして、いろいろな財政的な負担がどんどん来ると思うんですがね。前の産建での説明では、交付税が1,200万じゃあ、32年度には1,400万ぐらい入るといようなことを書いておられますがね、本当に、このように入るのですか。お伺いします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 全員協で説明しましたように、災害とかについては、まずは、人的な能力の増、それから財政上の問題という課題があるというふうに説明してまいりました。

人的能力の向上につきましては、県との人事交流、県の方に、今市の職員を派遣しとりまして、処理能力をアップさせていく。それから災害の財政負担につきましては、公共土木施設災害については、かなりの、国の負担がございますので、これについては、小さい市の負担としては、小さいものと考えています。

しかしながら、どうしても、市としての負担が生ずることもありますので、それについては、負担増というのはやむなしと考えております。

それと交付税につきましては、確かに、試算した額が、そのとおりの市の方に入ってくるという確認対照はできませんけれども、試算した額をもとに交付税が措置されるということですね、県の方から説明を受けております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 地方交付税はね、市全体の基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが地方交付税としていただいとるわけですから、こういう書き方はちょっといかん思うんですよね。本当に入ったらどうかわからんようなものを、数字をきちっとこういうように出してね、こういう説明はいかんと思います。

これから気をつけてもらいたいと思いますよ。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 不確かな数字ではございますけれども、一応、今後の財政の負担というものを説明しなくちゃいけません。

そうした中で、収入は確かではございませんけれども、かつ、歳出につきましても、維持管理費、これからの維持管理費がどれだけになるかということも今わかりません。

そうした中で、県のこれまでの維持管理費の実績とかを踏まえて、一応、こんな形で収支が賄っていけることとなりますということですね、やっぱり説明責任ということがございますので、数字を示させていただきました。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 不確かなね、数字を出して、これだけ入りますよということじゃ、そんなことじゃいかんじゃないですか。わかるとるでしょう自分も。

これから気をつけてくださいよ。



○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 大柿港を削るとなっておりますが、市が今度管理する場合は、今、県の方から移譲を受けとるのであれば、県もある程度予算をみってくれるんですが、市独自でみる場合は、市が全部負担せにゃいけないんですが、今の大柿港なんか不具合というものがでとるようになってくるんですが、どうですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） これまでも説明してきたと思うんですけども、まずは、移管を受けるんで、通常ならば、すみません、まず委託を受けてまして、小規模な修繕については、これまで市もやってきました。

大規模な修繕については、県の負担で修繕を行ってきてまいりました。

大規模な修繕について、移管に向けて、施設の老朽化の健全度、施設の健全度をですね、県の方で調べてもらいまして、通常ならば、経過観察、見送るような施設の老朽化状態でも前倒しして、県の方で施設の修繕をしてもらっております。

そうしたことから当分の間ですね、大規模な修繕はないものと考えております。

もう一つ、市の管理港湾となるわけですから、そういった修繕の費用の財源は、市の負担となります。

そうしたものが財源が、先ほども、山木先生とのやりとりで、中にありました地方交付税、地方交付税が試算ではございますけれども、収入として入ってくるので、それを財源として修繕を行っていくこととなります。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今の現状では、大規模修繕はないということですね。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 当分の間ということで、ご理解ください。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） もう一度、再度調査をして、そういうことがないよう、今後市が負担を大きくすることのないようにやっていただきたい。

要望でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第92号「広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託の変更に関する協議について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第93号

○議長（上田 正君） 日程第5、議案第93号「広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第93号「広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について」でございます。

平成23年4月から権限移譲により、美能、柿浦、畑及び深江の4漁港が本市に移管されることに伴い、広島県と本市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関して、県と協議を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案93号、広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議についてご説明いたします。

広島県と本市の間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関し、広島県との協議を行うに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

廃止の案につきましては、69ページに添付しておりますとおりであります。

権限移譲の対象は、柿浦漁港、深江漁港、畑漁港、美能漁港の4漁港であり、移譲予定は、平成23年4月1日の予定でありまして、規約の廃止もそれにのっとり、4月1日をもって施行することとしております。

なお、権限移譲の詳細につきましては、6月4日の市議会全員協議会で説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） 先日、産業建設委員と一緒に、柿浦漁港を見たときに側溝の不具合があったので、ぜひこれを早急に修理してくださいというお願いをしたんですが、それについては、完全にできとりますか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。  
○土木建築部長（幸野 潔君） 大柿港の側溝の蓋の設置要望がございました。  
これについては、県のほうで施工していただいております。  
以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。  
○5番（大石秀昭君） 現在済どるんですね、今からやるんですか。  
はっきりしてください。

○議長（上田 正君） 休憩します。

（休憩 10時55分）

（再開 10時55分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。  
幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 工事は既に済んでおります。  
以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 先ほどと同じようなことを聞くんですが、この権限移譲によりまして、新規事業、これを行う場合に、今と同じように、県の国費を伴う場合ですね。県の補助金が行うと書いとるんですがね、説明されとるんですが、それに間違いはないですね。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 大変申しわけありませんが、6月4日の全員協議会ではですね、文書の中に、同率となるという県の負担がですね、今後同率となるという説明をしておりました。

山木市議からの質問がありまして、すぐ県に問い合わせをしましたところですね、これにつきましては、要は、港湾と違いまして、漁港はあまりにも二種漁港ということで規模が大きいということで、激変緩和措置として、当初10分の3とっておりましたけども、県の財政事情等々によりまして、10分の1.5に、23年度から変更になるという話を聞いております。

まだ、確定的な話じゃないですが、そういうようになりうるだろうというように聞いておりますので、おわびと訂正させていただきます。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 交付税措置ではなくて、補助金でやるということですね。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 一応今のところは補助金で市に入ってくると、国の補助と県費補助という考えで聞いております。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これより議案第93号、「広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

起立多数であります。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩をいたします。  
11時10分まで休憩いたします。

(休憩 10時59分)

(再開 11時12分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

#### 日程第6 議案第94号

○議長(上田 正君) 日程第6、議案第94号「平成22年度江田島市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をします。  
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。  
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第94号「平成22年度江田島市一般会計補正予算(第5号)」でございます。

平成22年度江田島市の一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,407万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億4,062万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 一般会計補正予算第5号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で、主な補正内容を説明させていただきます。

予算書26、27ページをお願いいたします。

最初に歳入からです。

8款1項1目、国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付金の額の確定による増額補正をしております。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金は、防災行政無線統合デジタル化整備事業の入札結果に伴う補助金及び交付金の減額。地上デジタル放送難視聴地区指定地域の沖美町3地域及び江田島町大須の難視聴解消対策補助金の増額補正です。

続いて、28、29ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金は、地上デジタル放送対策事業費、安心こども基金特別対策事業費の追加分、インフルエンザ予防接種事業及び急傾斜地崩壊対策事業などの補助金の増額補正です。

続いて、30、31ページをお願いいたします。

18款繰入金、2項基金繰入金は、当初予定しておりました減債基金の取り崩しを取りやめによる減額補正と、浄化センター前処理施設事業に財源充当するための地域振興基金の取り崩しです。

次に、20款諸収入、5項受託事業収入は、防潮扉開閉管理に伴う受託収入の増額補正です。

6項4目雑入は、市町村振興協会の新しい助成金制度、協働のまちづくり事業助成金の交付決定に伴う補正です。

続いて、21款1項市債は、防災行政無線整備事業の合併特例債から過疎債への変更、過疎債ソフト事業の過疎地域自立促進特別事業の増額、一般廃棄物処理事業債の呉市一般廃棄物最終処分場整備負担金の増額と、浄化センターの前処理施設への基金繰入金振り替えに伴う減額、県道整備及び急傾斜地崩壊対策事業施工に伴う一般単独事業債の増額、公共下水道事業の補助金減に伴う過疎債の減額、臨時財政対策債の確定による減額が主なものでございます。

次に、歳出の方へ移らせていただきます。

予算書34、35ページをお願いいたします。

今回の人件費の関係の補正は、国政調査事業、防災行政無線統合デジタル化整備事業に伴う人件費が補助対象となることから、科目についての組み替えを行っております。

それでは具体的に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の庁舎維持管理事業費は、本庁1階トイレに身障者用を設置するための改修工事費です。

7目情報政策費は、沖美町3地区と江田島町大須のデジタル放送難視聴地区、地域解消のための対策事業補助金及び交付金です。

36、37ページをお願いいたします。

11目安全対策費は、防災行政無線統合デジタル化整備事業の入札残及び支払限度額等による関係経費の減額をしております。

13目集会所施設費は、沖美ふれあいセンターの外灯修繕工事費です。

3 款民生費、1 項社会福祉費は、国民健康保険特別会計繰出金の減額、住宅手当緊急特別措置支給事業国庫補助金の 21 年度分精算に伴う国への返還金です。

続いて、38、39 ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費は、県の安心こども基金の追加交付に伴う事業経費です。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は、インフルエンザ及び日本脳炎の予防接種委託料等の経費です。

6 目環境衛生費は、合併浄化槽及び太陽光発電システム等の補助金申請増に伴う増額補正をお願いしております。

続いて、40、41 ページをお願いいたします。

中ほど、2 項清掃費、2 目塵芥処理費は、呉市一般廃棄物最終処分場整備に伴う用地買収費の増加による負担金の補正です。

3 目浄化センター管理費は、浄化センター前処理施設整備に伴うポンプ場耐震設計の変更経費です。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費は、農道・水路の維持修繕工事費や農業集落排水事業特別会計への繰出金の増額補正をしております。

続いて、42、43 ページをお願いいたします。

3 項水産業費は、漁船係留施設や浮き桟橋の維持修繕経費です。

次に、8 款土木費、2 項道路橋梁費は、市道の維持補修経費及び県道改良事業が増額されたことに伴う負担金の増額補正です。

続いて、44、45 ページをお願いいたします。

3 項河川費は、八幡川河川改良工事及び津久茂地区急傾斜地崩壊対策工事の設計変更に伴う工事費の増額補正です。

4 項港湾費は、台風等による防潮扉開閉回数増に伴う委託料の増額補正です。

5 項都市計画費は、国庫補助金事業交付金交付額の減に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の減額、減価償却分組み替え影響による公共下水道事業能美地区会計繰出金の増額です。

続いて、46、47 ページをお願いいたします。

6 項住宅費は、市営住宅公募に伴う修繕費の増額です。

次に、10 款教育費、1 項教育総務費は、サーバー機器更新に伴うリース料から備品購入費への組み替えです。

2 項小学校費は、消防設備、テレビアンテナ修繕及び校舎外壁補修工事費です。

続いて、48、49 ページをお願いいたします。

3 項中学校費は、大柿中学校大規模改修工事に伴う備品購入費及び能美中学校のテレビアンテナ等修繕費です。

次に、13 款諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金は、6,075 万 1,000 円の積立金を計上しております。

なお、51 ページに給与費明細書をお示ししております。

予算書 5 ページの方にお戻りください。

第 2 表、債務負担行為補正。追加としまして、防災行政無線統合デジタル化整備事

業第1期、ごみ収集運搬業務委託（江田島町、能美町、沖美町、大柿町）、指定ごみ袋配送業務委託、スクールバス運転業務委託、給食運搬運行管理業務委託（学校・保育所）の8件。廃止としまして、防災行政無線統合デジタル化整備事業1件。変更として、呉市一般廃棄物最終処分場整備負担金1件をお願いしております。

次に、6ページ、7ページに、第3表、地方債補正。追加としまして、過疎対策事業債2件。廃止として、災害復旧事業債と一般単独事業債の2件。変更として、一般廃棄物処理事業債2件、一般単独事業債2件、過疎対策事業債1件、臨時財政対策債1件の計6件をお願いしております。

以上で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,407万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億4,062万9,000円とする一般会計補正予算第5号の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 2点ほどお聞きいたします。

まず、1点目の防災行政無線のデジタル化事業の1期工事分でございますが、今回債務負担行為で1億2,500万ばかり、それから9月定例で、工事契約で3億6,750万の契約同意がありましたが、それと、今回の起債、過疎債で、1億3,740万、そうすると、おおむねこの平成22年度の事業としたら、2億4,000万から5,000万ぐらいになるのかなというふうに想定するんですが、22年の工事費でもいいですし、事業費でもいいんですが、おおむねの事業費をお尋ねいたします。

2点目に、49ページの小学校費、小学校管理費の工事請負費でございますが、これちょっと聞きもれたかと思うんですが、この工事費の具体的な内容、学校と、それから内容をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず、防災行政無線の関係の経費の関係なんですが、22年度の事業費の内訳は、工事請負費の関係が約2億5,800万で、地方事務費がはいりますので、地方事務費が約490万、2つを足しまして、22年度の事業費としましては、2億6,290万を一応今予定しております。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） 47ページの小学校施設管理事業費でございます。

この工事につきましては、飛渡瀬小学校の外壁にクラックが入り、浸食が進み、モルタル落下等の危険がありますので、安全確保の上から早急に工事を行いたい、こういった工事でございます。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 防災行政無線でございますが、今回、過疎債を1億3,74

0万、一般単独事業債から変更されておるということですが、そうすると、この過疎債というのは、繰り越しはできませんよね。そうすると、今言われた2億6,000万ですか、今年度やるということですよ。これは繰越はできませんよ。そこらを、もう一回お願いしたいんですが、3月までにできるということですよ。

ほいで、今の学校の方ですが、飛渡瀬小学校ということで、これ私ちょっと現地を見に行ったんですが、確かにね、昔40年代、塩分、いわゆる海の砂を使って施工されとんじゃないかと思うんです。いわゆるアルカリ骨材反応いうんですがね、それで、確かに柱の方はひどいのと、それと何回か修理されておりますよ。今回、どこまでやられるのか、それと飛渡瀬小学校は、平成24年度に統廃合のいわゆる廃校という計画になっておるかと思うんですよ。それで、昨日今日危険性が生じたようなものでもないし、なぜ、廃校する前にやられるのか、この点をお聞きいたします。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） どうしても児童のですね、安全確保というのは、例え廃校というふうに答申出ておられてもですね、やはりそういった何かの間に、死亡事故とかそういうようなのを防ぐためには、安全確保のために、今回も計上させていただいております。

また、できるだけですね、安く工事が上がりますように、それで安全確保できればというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 学校の方ですが、私が見た感想としたらね、もうヒサシの方は修理されておると、柱のコンクリートがちょっと剥離しているような状態で、落下するかどうかというのは、そんなにはないかなというふうに思うんですが、最低限の補修でとどめていただきたいというふうに感じて、確かに危ない、今まで放置しとったのは、行政として、これはもう怠慢じゃないかというところが1番感じておったわけなんです、そのようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 5ページの変更のところよね、1番下の、呉市の一般廃棄物処理場の負担金、これが2,000万から6,000万、4,000万ほどふえるわけなんです、これ多分呉の処分場の負担、一部負担金ではないかと思うんですが、これはもう、今後まただんだんだんだんふえていくというふうなことはないんですよ。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 先日も新聞の方へですね、処分場のことでありましたが、この度、用地の方が困難になったということで、また別のところを求めていくということによる増と、それからですね、それに伴います緑地の附帯工事がふえるということで、こういう変更になつとるわけなのでございますけど、まだ、これからつくっていくところがございますので、まだ、これより安くなることもあるかもわかりませんが、ふえることもあるかと思っております。



以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 将来のことじゃけえ分からんといえぱそれまでなんじゃけど、ほいでもやっぱりある程度のね、この予測というか、いうものをせんと、むこうが今70億か80億か言うとりんだと思うんですが、それじゃまあ用地買収が進まんけえ、むこうが高こう言わんにゃ売ってくれんとかいうようなことになることやね、これがまた上がるわけでしょう。また、上がるわけでしょう。ほいで、私思うんですが、そもそもこれ合併前やったから何とも言えんのんじゃけど、呉へごみ処理をまかしたということから、この辺からきとるんじゃないかと思うんですよね。毎年毎年3億数千万円のごみ処理代を出してますよね。江田島市だけでやっても、ごみの減量化を図りながらやってもじゃね、まだ安うついたんじゃないかと思うんだけどね、その辺が行政は、人の金を使うわけじゃけんね、自分の金じゃないから、呉から言われたらほいじゃほいとかこういくとかね、あるんじゃないか思います。

その辺の見通しの甘さは、あるんじゃないかと思うがどうなんですか部長。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 合併前のところでですね、旧町時代から、呉市の方へ、ごみの処理は委託するということでありまして、その当時、江田島ですか、この江能広域でやりよった施設ですよ、焼却施設がありましたけど、あれもダイオキシンの問題等でもう使えなくなったということ、それをまた建設、新しく建設してですね、つくるといことになればですね、相当なお金がかかるということで、それなら呉市の方ということになったことだと思います。

そういうことで、今後も呉市の方へお願いしていくようになると思いますので、その辺のところは、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 過去のことをいうてもしょうがないんじゃけど、行政が何かやる場合に、どうも安易に考えとるんが非常に多いんじゃないかと思う。

一方ではね、議会でいろいろと質問しても、金がないからできないと言いながら、一方では、せんでもいいようなことはどんどこどんどこやっていく。

このごみの問題にしてもじゃね、例えば、江田島のごみ処理場がダイオキシンの問題でだめになったから呉へということになったんですけど、これもあれですよ、2億6,000万が3億円になるんかわからんけどね、あれつくるのに、かわらんのじゃないかと思うんだけどね、それとか毎年3億数千万円出しとるわけなんですよ。

それらの含めたらね、そのとき自前でやった方が安かったんじゃないかなと、私は考えるんですが、再度、部長どうですか。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 当時はそういう計算もされたでしょうと思います。

そうした中で、呉市に委託するのが最善ということで、判断されたと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） ほかにいい方法があったんじゃないかといういわれ方なんです、私たまたま広域の議員をしとったので、その当時のことは逐一わかりますので、ちょっと時間がかかるかもわかりませんが、説明させていただきます。

当時の江能広域は、今のリレーセンターのところへ古い焼却炉がありました。

それが年数が来て建て替えるということで、実は、RDF要するに固形、ごみに石灰を混ぜて、固形化して、それを燃やしてですね、例えば発電設備使うとか何とか使うということで計画しておりまして、実施計画、来年やるということで、当時のお金で2千何百万を予算組んで実は実施計画して、いよいよ4月から始める、独自に建てると、そのRDFを石灰を混ぜて固形化する燃料にするということでですね、もう4月までやるまでというように実施設計までできとったわけです。

ところがその年にですね、大阪の能勢町でダイオキシンの問題で発生してですね、急遽、厚生省か環境省かわかりませんが、厚生省だと思んですけど、人口10万以下、1日の焼却量が100トン以下の施設については、国の補助を出しませんということになったわけです。

当時の、江能4町のごみの量は30トンでした。30トンでした1日。今は25、6トンになっと思えますけど、当時30トンでした。

ですから当然、国の補助が対象にならん、1日30トンですから、対象にならんもんで、さあ困ったのうということじゃったわけです。

そうそう、それは独自に30億、当時30億ぐらいのお金だと思んですけど、独自に30億の金をかけて、ごみのそのRDFを固形化するものをつくらなんにゃあいけんということになってですね、とても江能4町ではそれはできないと、いう事になったわけです。

非常にむだなお金ですが、2千何百万円も実施設計書を組んでですね、もう来年やるべきになっと思んですけど、それで、結果的にどうなったかという、そのときに呉市がですね、焼却施設を建て替えるということで、実はもう呉市もやることになっと思んです。

それへ県が仲介してですね、県が仲介して、ちょっと呉市に待ってくれと、一、二年建設を待ってくれということで、実は、呉市に待ってもらいました。

そのときに、広域はほかに単独で、それだけの4町が単独で、それだけの焼却場を設置することは不可能だということで、もう行く場所がないことで、呉市へ行きました。

ですから、考え方が甘いとか、その計算が足らんかったんじゃないか、資料が足らんかったんじゃないということで、この焼却場の設備については、そういったいきさつがあつてですね、行く場所がなかったから、あっこしか行くところ、呉しか行くところがなかったという経過で、実は、あそこ行っております。

これからのこともですね、非常に心配、みんなが実は心配しとるんですけど、何を心配しとるかゆうたら、これからも負担は、多分減らないと思えます。

何かいうと、箱物というのは、設備いうものはですね、実は呉市も一生懸命、ごみの減量化に取り組んで減しとるわけです、実は。

江田島市も、例えばごみを減量化するために、衣類などをリサイクルするということ

で、一生懸命努力しております。

ところが、呉市も江田島市も一生懸命ごみの量を減しとるんですよ。

減したからうちが負担金が減るかということ、実はそういうわけにはいかんのです。

なぜかいうと、これだけの焼却場をですね、維持するためには、一定の人間と焼却場を動かすとく一定の修理がいつもいるわけです。

例えば、5%ゴミの量が減ったから、お互いがその全体を維持管理する費用も5%減るかということそんなことはないです。

5%減っても、今までと同じ人数がついてですね、同じように定期的に点検したりするいうことでですね、実は減らんわけなんですよ。

せっかく、一生懸命努力はしとるんですけど、呉市も努力、江田島も努力しとるんですけど、そのなかなか実際に負担金は減りません。

これだけのものを維持するための負担金は減りません。

建設した工事の負担金はもう決まっておりますから、これはもう決まるとるようなんですけど、実は一生懸命ゴミの、江田島市なんか人口が減ってですね、ごみの量が減りよるわけなんですけど、実は、ゴミはせっかく減っているんですけど、先ほども言いましたように維持管理するための維持管理費が、ゴミを5%減したから人間をほいじゃあ5%減りましょうというようなことが実はできない施設なんで、呉市も非常に悩んでおると思いますけども、負担する我々も実は悩んでいるということで、全体ではそういうことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） まず、5ページの債務負担行為の廃止であります。

防災行政無線統合デジタル化整備事業7億3,000万、1期・2期工事のこれ、債務負担の廃止をするわけですが、この間の臨時議会で、3億6,750万の入札が決定したわけですね、本年度22年度、そのうちの来年度へ債務負担するのが1億2,500万と、2期工事については、当初予算で組まれるということになりますよね、お伺いします。

それから、同じく5ページなんですけど、委託料はどんどん増えてね、この間、決算委員会でも前年より2億以上も増えて、経常的な経費になるわけですがね、財政も圧迫してくるわけですが、この委託料を増やすんなら減す方向をちょっと考えんにゃあいけん思うんですけど、このたびの給食運搬・運行管理業務委託料1,155万円、これは、去年に比べて、346万も多くなっておりますがね。これなぜでしょうか、お伺いいたします。

それから、同じく5ページの1番下の呉市の一般廃棄物最終処分場の整備負担金でありますけど、これ3,400万も増えとるわけですがね。

これについては、何か土地の買収をするのに処分場で処分場にいらぬ土地を買ったとか、何かいうことで増えたんですかね、何か問題があるんじゃないか思うんですけど、詳しくお伺いします。

それから、7ページの起債の変更です。臨時財政対策債、これが4,000万近くも、これ減額になつとるんですけどね、これちょっとおかしい思うんですけど、お伺いいた

します。

それから、27ページの国庫支出金の総務費国庫補助金、地域活力基盤創造交付金、これは名前が変わったというて、全員協でも話があった思うんですが、社会資本整備総合交付金ですかね、これに変わった思うんじやが、変えんにやいけんのじゃないかと思えますがね。

それから29ページ、1番下の農業費寄附金であります。業者からのこれ寄附金らしいんですがね、この入札に参加され、資格業者かどうか、お伺いいたします。

それから37ページ、1番上の工事請負費の中の監理費委託料1,320万、これ当初予算からみても全部減額になっとるんですが、監理者は、いなくなるということですか。委託しないゆうことですか、お伺いします。

それから41ページ、4款衛生費の浄化センター管理費の中のし尿処理施設更新整備事業費123万6,000円、設計委託料で増額補正ですがね。これ設計のほうが耐震設計をするのに、レベル1から2に変えんにやいけんということですがね。これなんか最初から分かっとることじゃないですか。今になって、なぜこういうことにされるのか、お伺いいたします。

それから43ページ、農業費の工事請負費で、1番上の900万の工事請負費、この増額補正は、なんか市道が下にあって、上に農道の整備をやられるということですがね、これ今までも何か補正が出たことがあるような気がするんですが、何回も出されておるようながね、お伺いいたします。

同じく、43ページの道路橋りょう費の中で、道路維持管理事業費の中の道路整備事業負担金1番下ですね、道路新設改良事業県負担金、県への負担金であります。

これは、江南の藤三の前の交差点をなんか測量したり、用地買収するか何か聞いてるんですがね、そうすると江田島側から、能美へ右に曲がる交差点ね、あそこのところを拡幅しようかという話がありましたよね。あれもうなくなったということですか、お伺いします。

それから45ページ、1番上の河川維持管理事業費であります。工事請負費で、大原の浸水対策事業、これまた工法を変えるじやいうて、こんな増額補正はない思うんですがね。これも何か大雨のときにも補正しましたよね。どうですか1,500万も、おかしい思うよこれは。

その下の急傾斜の工事請負費460万、これもまだ工事やってないのに460万も増額補正というのは、おかしいですよこれは。どんどんお金ないですからね、江田島市には。お伺いいたします。

それから、49ページの中学校管理運営事業費で、庁用備品購入費430万、この増額補正でありますがね、補正までしてこれ必要がありますか、お伺いします。

以上です。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず、議員ご指摘の防災行政無線の関係の3点につきまして説明させていただきます。

第2期工事につきましては、23年度での予算に計上させていただいて、お願いし

たいと考えております。

次に、交付金の名称なのですが、議員おっしゃるとおり、いま名称変わっておりますが、今年度はですね、地域活力基盤創造交付金という名前で補助申請しております、一応これで交付金の申請をさせていただきます。

23年度につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり社会資本整備総合交付金という名称で、今度また歳入さしていただくようになりますので、はい。

それと、あともう1点、管理委託料の件なのですが、これは、23年度の債務負担の方へ移し替えるということで、これを落としております、今年度23年度の方で支出するということで、以上です。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは5ページ、1番下の債務負担行為の補正の変更でございますけど、先ほど、説明さしていただいたんですけど、これは呉市のですよね、最終処分場の工事費ですか、用地買収費と工事費で、これにかかわる以外のところの負担ではございません。そのところに係る費用を負担するわけでございます。

それから41ページ、浄化センター管理費の委託料でございますけど、ここにございます設計委託料、これは、このたび脱水施設をですね、浄化センターの方に設けるということで、新脱水装置がし尿の汚泥のリサイクルですか、汚泥をですね、含水率が70%以下に抑えられるんで、あればですね、循環型社会の形成推進交付金というものが受けられるということで、この交付金をもらうためには、レベルをですね、耐震基準を上げていかないと、この交付金の対象にならないということでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） 給食運搬運行管理業務の委託の件でございますけれども、この件につきましては、増になった理由といたしまして、江田島学校給食センターの運転手がですね、今年度22年度で退職ということになりまして、1台、委託、1台分の増となります。そうした計上をさしていただいております。

次に、49ページの中学校管理運営事業費の備品購入でございますけれども、ご承知のように、大柿中学校でございますけれども、ただいま耐震あるいは大規模改造の工事しております。この普通教室に置きます備品といたしまして、教卓あるいは掃除ロッカー、給食ワゴン等をですね、購入いたしまして教育環境ともに整備していきたいと、こういうことで、今回、補正予算を計上さしていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 29ページの寄附金につきましては、市との利害関係がある業者あるいは指名業者ではありません。全く違う業者からの寄附ということです。

それと、43ページの工事請負費の件ですけれども、これは、今年の7月の豪雨によりまして、市道中町・高田線が大規模な災害を受けました。その上流に農道、里道系統の農道がありまして、そこは道水路を兼用した、そして山への垂れ流しの状態となっておりますので、これでは、このままでいきますと、また雨が降りますと市道に災害を

及ぼすということで、約200メートルの水路を整備するものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 43ページの1番下の道路整備事業県負担金の500万の説明でございますけれども、これは、県道江田島・大柿線の江南地区の道路改良、これ県施工でございますけれども、これにかかる増額でございますが、この江南地区については、まず、江田島から大柿に向かう藤三の前が歩道とかがございません。まずは、歩道をつくりましょうと、それから、江田島から能美方面への右折車線、これがない、そういう交差点改良ということで、この大きく、この二つをですね、県の方に要望してまいりました。歩道をつけるということになりますと、海面の埋め立てを伴います。そうすると、かなりの時間とお金がかかります。そうした中で、少しでも、目に見えるような効果を出してくださいというような話を、県の方に、市長からもですね、お願いしてもらいまして、まず、右折車線、江田島から能美の右折車線をつくることならば、まず、できるではなかろうかということから、右折車線・交差点改良にかかる詳細設計についてですね、前倒しで施工していただくことになりまして、それに伴う負担金を増額したものでございます。

もちろん、その交差点改良の計画というのは、将来の歩道拡幅と整合をとれたような、全体計画をまずつくって、その中の交差点改良を一部施工するという形で進むことになります。

それと、次ページの1番上の河川維持管理事業費の1,500万の増額要望でございますけれども、これは、昨年、今年と2度にわたって、浸水被害を受けました、大柿町の大原地区の浸水対策工事について増額要望するものでございまして、先生の質問の中にもございましたが、当初、八幡川の護岸のかさ上げ工事を予定しておりましたけれども、地元の理解が得られず、工法を変更いたしました。大原のポンプ場排水機場の遊水池の中に、新たに水中ポンプを増設するという工法に変更いたしました。この変更に伴いまして、増額が必要となったものでございます。

その増設の規模については、既存の排水機場に影響のない範囲で、なおかつ予算として実現可能な範囲で規模を決めております。

次に、その下の急傾斜地崩壊対策事業費460万の増額要望でございますけれども、これは、江田島町津久茂の里小路地区の急傾斜の対策事業に係る増額要望でございまして、8月の臨時議会で対策事業費について要望したところでございますけれども、この際は、我々職員が斜面の変異が生じた部分について、メジャーで範囲を測定し、そののり面の工法を、のり面吹きつけ、吹きつけ枠工法という工法を想定して算定したものでございますけれども、その後に専門コンサルに測量、それから地質調査、それから設計、そういったことを進めていただいたところ、斜面を安定させるために、斜面の中に、斜面の中の水を集める管を設置するなどの追加工事、さらに配水溝とかそういった雑工が積みあがったところ増額なりまして、県に協議しましたところ、完成必要額までは難しいけれども進捗を前倒しするために、県費230万の追加補助というのは可能だということがございましたので、事業費ベースで460万の増額要望をしているところでござい

ます。

以上です。

○議長（上田 正君） 久保財政課長。

○財政課長（久保和秀君） 先ほど、ご質問がありました7ページの臨時財政対策債減額3,882万円のご質問についてお答えをいたします。

平成22年度の普通交付税を算定しましたところ、本体であります公債費、さらには包括算定経費等が約1億円ほど増えるということで、これにつきましては、また、次の議会なりでまた、増額のことを出さしていただこうと思っております。

その関係上で、臨時財政対策債の発行額が約3,800万ほど下がるということでございます。

以上で、終わります。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） もう大体わかったんですがね、業務委託料、委託料がどんどん増えるというのも、私危惧しとるんですがね。これから、江田島市の将来の財政はね、自主財源である市税、もう減額になりますよね固定資産税、住民税それからたばこ税、今年が30億からもう29億くらいになつとるんじゃないですかね、もうだんだんと減額になってまいります。

それから平成27年度から地方交付税も段階的に減ってくると、それから、今22億5,000万ぐらいは財政的基金を積み立てることができとるわけですがね。これは、国からの経済対策はありましたからこういうことができたわけですね。国の方は、また借金を44兆円ですが、して地方へ配っておるわけですからね。この締めつけを今から地方へ行きますよ。

まず、第1段階地方交付税の特別枠1兆5,000億、これをなくしようかという話がありますよね、いうことで大変厳しい状況にまだまだなると思うんですよ。

その中で、業務委託料がどんどん増やしたんじゃない、ちょっと、まだまだ厳しくなる状況になると思うんですよ財政状況は。

市長さん、もうちょっとどうですか、行財政改革もっとやらないけんのじゃないですか、遊休施設か遊休地売却も何もしないじゃないですか。

行革の大綱実施計画いうんかね、あれを見れば、ただ線を入れとるばかりで、何やりよるのかわからん、数字をきちっと入れて、やっぱり計画どおりやるようにしたほうがいいんじゃないですか。

だから、もっと行革厳しくやる方がね、いいと思います。

市長さん聞かせてください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 確かに言われるとおりで、もっとびしびしどんどんやんなさいということですけど、我々もびしびしどんどんやりたいわけなんですけれども、やはり例えばいろんな施設でもそうですけれども、これまでのいろんな経過がありまして、例えば学校などでも、完全に閉鎖すればいいんですけど、やはり、そのもともとあった学校が閉鎖するということが非常に、地元の方々にとりましては、心理的にも寂しい思

いがするし、どこかを使わしてくれということで、完全に例えば閉鎖するとかいうこととか、他の施設もそうですよね、保育所とか、深江なんかは保育所を地域の方が使用しとるわけなんですけれども、なかなかすぐに使用しなくなったから切るとか、もう閉鎖するとかいうことは、少しの経過時間をおかんとですね、やはり地元の方が納得をされないという問題がありますので、そこらは時間をかけて、地元の方に理解をしていただくように努めたいと思います。

それと遊休の資産等につきましても、できるだけ、どなたかに借りてもらおうとか、売却するとかいうことには、これからも一生懸命力をかけてですね、取り組んでいきたいと思います。

確かに、我々自身もですね、遊休資産がなかなか、その例えば売却とか、貸すとかいうことがですね実は正直言って、なかなか進みません。土地を売ることも、土地も市内全体では土地が余ったような状態ですね、市の土地を売ることについてもですね、なかなか実は前へ進まないような状況でですね、非常に苦慮しとるいうんですか、安く、例えば民間よりはるかに安く売れば、売ることは可能じゃないかと思いたすけども、また島内のそういう民間の不動産を扱う業者さんもおられますし、そこらとの値段的なものの整合性とかいうことをいろいろ考えますとですね、現実になかなか物事は進まないようなことになっておりますので、その点をご理解いただけて、ただ努力は一生懸命せいよということについてはですね、言われるとおり、一生懸命いろんな知恵を出して努力を重ねていきたいというように思います。

また、場合によっては、プロジェクトチーム、特別なチームをつくってですね、できるものから何とか動かしていくことを考えてみたいと思いますので、一生懸命取り組んでまいりたいというように思います。

○議長（上田 正君） 休憩します。

（休憩 12時04分）

（再開 12時04分）

○議長（上田 正君） 会議を再開します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号「平成22年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）



起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第95号

○議長（上田 正君） 日程第7、議案第95号「平成22年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第95号「平成22年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成22年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,240万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,544万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第95号の説明をします。

このたびの補正は、高額療養費の増額、補助金等の確定、前年度繰越金の確定等によるものです。

はじめに、歳出の主なものについて説明します。

60、61ページをお願いします。

一番下に、2款2項1目一般被保険者高額療養費2,000万円の増額補正。これは、見込み誤りのために増額をするものです。

次に62、63ページをお願いします。

上から2段目、3款1項1目後期高齢者支援金6,420万円の減額補正。これは、後期高齢者支援金の額が確定したため減額をするものです。

次に、歳入の主なものについて説明します。

56、57ページをお願いします。

1番上、3款1項1目療養給付費等国庫負担金1,340万円の減額補正。これは、高額療養費、介護納付金の増額、後期高齢者支援金の減額に伴い、それぞれの補助金が変更され、増減の結果、減額をするものです。

58、59ページをお願いします。

上から2段目、7款1項1目高額医療費共同事業交付金1,339万7,000円

の減額補正。これは、減額がこれ以上見込まれるために減額をするものでございます。

その下、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金510万円の減額補正。一つ飛んで、4節財政安定化支援事業繰入金1,630万円の減額補正。いずれも補助金が確定したため減額をするものです。

1番下、10款1項2目その他繰越金1,789万7,000円の増額補正。これは、前年度繰越金が確定したために増額をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第95号「平成22年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第96号

○議長（上田 正君） 日程第8、議案第96号「平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第96号「平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成22年度江田島市の公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億475万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,787万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第96号について説明いたします。

74、75ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款第1項第1目一般管理費を125万円増額計上しております。

これは、右ページの説明欄でございますように、当該会計に係る消費税について、中間納付を計上するものでございます。使用料収入の増加により、昨年度分から消費税の還付から納付に転じまして、本年度から中間納付が必要となりました。中間納付額は、昨年度分の2分の1相当額でございます。

次に、第2款第1項第1目公共下水道整備費を2億600万円の減額補正しております。

これは、当初予算では、国の補助金を前年度並と見込んでおりましたが、実際の国からの内示が大幅に減額されたことにより、補助事業分と、これに関連する単独事業分の事業費を減額するものでございます。

前ページ72、73ページをごらんください。

歳入でございます。

3段目の5款繰越金について、昨年度の決算に伴い615万円の増額でございます。

一方で、歳出で説明しましたとおり、下水道整備事業の減額に伴いまして、1段目の3款1項国庫補助金を7,109万円、最下段の7款市債、下水道事業債を7,030万円減額し、これらの収支バランスに当たって、2段目の4款1項の一般会計繰入金金を6,951万円減額補正いたします。

次に再度、16ページに戻っていただきまして、「第2表 債務負担行為補正」の表をごらんください。

江田島中央・切串・大柿の各下水道浄化センターにおきまして、下水の汚泥運搬処分、水質汚泥分析、維持管理、これらの業務を年間を通して委託契約することとして、毎年、年度末に翌年度分の契約を締結しております。このたび、来年度23年度分について、本年度中に契約するという事で計上しております。

次に、16ページ、17ページをごらんいただき、先ほど説明いたしました事業費の減に伴いまして、下水道事業債7,030万円減額に伴いまして、限度額を表のとおり補正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これより、議案第96号「平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を、起立により採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

起立全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第97号

○議長(上田 正君) 日程第9、議案第97号「平成22年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をします。  
直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。  
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第97号「平成22年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」でございます。

平成22年度江田島市の農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,950万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 幸野土木建築部長。

○土木建築部長(幸野 潔君) 議案97号について説明いたします。

82、83ページをお開きください。  
歳出でございます。

第1款第1項第1目一般管理費を130万円増額計上しております。

これは、右ページ説明欄にありますように、公共特会でも説明しました本年度分の

消費税について中間納付する額が、見込みよりも大きくなったことから増額補正するものでございます。当初予算では、1昨年度の確定額から必要額を計上しておりましたが、平成20年度の接続数増に伴い、平成21年度の使用量が増加し、昨年度分の消費税額が増額に伴いまして、中間納付額が増加したものでございます。

次に、前ページ80、81ページをごらんください。

昨年度分の決算に伴いまして、2段目の第4款繰越金を19万4,000円の増額補正でございます。

次に、収支バランス上、上段のとおり、一般会計からの繰入金を110万6,000円増額補正いたします。

再度、22ページまで戻っていただきまして、「第2表 債務負担行為の補正」でございます。

沖・大須・三高の浄化センターにおきまして、公共特会でも説明しました汚泥運搬等の業務に加えて、下から4つ5行目にあります沖・三高の浄化センターの脱水業務を加えた来年度の業務を債務負担行為という形で、22年度中に契約するものでございます。脱水業務が加わりますのは、規模が小さいことから、沖・三高の浄化センターは自前の脱水装置がなく、移動脱水車による脱水としているということでございます。また、大須の浄化センターは、さらに小規模でございますので、より経済的な方法でございます江田島中央浄化センターに運搬し、脱水する方法を選択しております。

また、脱水業務については、コスト縮減を期待しまして、3年間の複数年契約を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第97号「平成22年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第98号

○議長（上田 正君） 日程第10、議案第98号「平成22年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第98号「平成22年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第98号につきまして、予算書の1ページをらんください。

第1条 平成22年度江田島市公共下水道事業能美地区会計の補正予算第4号は次に定めるところによる。

第2条で、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入について、第1款第1項営業収益を95万8,000円減額、第2項営業外収益を144万4,000円増額補正し、これに伴いまして、第1款下水道事業収益を補正後2億5,836万6,000円、支出につきまして、第1款第1項営業費用を50万9,000円増額補正し、これに伴い第1款下水道事業費用を補正後2億5,785万7,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条の資本的収支において、支出につきまして、第1款第1項建設改良費を3万8,000円減額補正し、これに伴いまして、第1款資本的支出を補正後2億481万円に、この減額補正分3万8,000円を3行目の第3条、3行目のとおり、当年度分損益勘定留保資金が7,432万7,000円を7,428万9,000円に減額補正し、これに伴い、1行目の資本的収支不足額を8,759万円を8,755万2,000円に減額補正します。

次に、第4条として、予算第7条に定めた職員給与費を5,000円減額し、補正後2,667万1,000円に補正します。

内容については、7ページを開いていただきまして、まず中央の表、収益的収支の支出の表でございますが、第1款第1項第2目第23節の動力費、これは、中町の雨水排水センターのポンプ稼働のための燃料費でございますが、本年度は、例年よりも燃料消費量が多く、47万6,000円の増額補正が必要となりました。

次に、第5目第4節法定福利費を3万3,000円増額補正します。

これは、共済組合の掛金率が改正されまして、当該会計に従事します職員の掛金増額に伴う補正でございます。

この支出増に伴いまして、上の表の収入において、ポンプ場動力費47万6,000円は、一般会計負担金、雨水処理負担金で賄うよう増額します。

そして、法定福利費分の3万3,000円については、その負担金で賄うところですが、本年10月の中国財務局の財政融資資金に係る自治監査の中で、一般会計負担金のその他負担金の積み上げにおきまして、一部重複計上が判明し、これを減額し、不足分を一般会計補助金の増額で対応するよう整理した結果、表のと通りの補正となりました。

今後は、重複計上とならないよう、計算の過程でチェック項目として、注意していきたいと考えております。

次に、下段の資本的支出の表におきまして、第1款第1項第1目第4節法定福利費を3万8,000円減額補正します。

これは、先ほど申し上げました掛金率の改正に伴いまして、下水道の管渠整備に従事する職員につきまして、掛金額のこちらは減額に伴う補正でございます。

この減額については、減価償却費関係の当年度分損益勘定留保資金の減額で対応いたします。

再度、1ページに戻っていただきまして、第5条 予算第8条の次に1条を追加し、第9条として債務負担行為の事項等を定めております。

内容は、次ページ開いていただきまして、中田・鹿川浄化センターの23年度の年間を通した業務を22年度中に契約するという内容のものでございます。

なお、脱水業務については、3年の複数年契約を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第98号、「平成22年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（上田 正君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

明日、12月10日から12月15日までの6日間は、休会とし、次回は、12月16日午後1時30分に開会いたしますのでご参集をお願いします。

本日はご苦労様でした。

（散会 12時29分）